

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

1. 背景

MARPOL 条約附属書VI（船舶による大気汚染の防止のための規則）第14規則においては、船舶からの硫黄酸化物（SO_x）等の放出削減を目的に燃料中の硫黄の含有率の上限の基準を定めている。

2008年の同規則の改正により、燃料中の硫黄の含有率の上限は2020年1月1日以降0.5%以下と規定された。また、同附属書第18規則においては、当該基準に適合する燃料油（基準適合燃料油）を入手できなかった場合は、自国及び寄港国の主管庁に通報することとされた。

この附属書VIの基準適合燃料油を入手できなかった場合に係る規定は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第33号）において海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（以下「海防法」という。）に取り込まれ、上述のとるべき措置の具体的内容や通報に関しては、国土交通省令に委任されたところ。

2020年1月より使用が義務付けられる基準適合燃料油の性状は従来一般的に使用されてきた燃料油と大きく異なることが想定されており、当該船舶の使用可能な基準適合燃料油が入手できない場合が発生するおそれ等がある。

このため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（以下「海防法施行規則」という。）を改正し、入手できなかった場合にとるべき措置等を定める必要がある。

2. 改正の概要

- ①海防法第19条の21第3項に規定する「基準適合燃料油の入手を予定していた場所において入手できなかった場合にとるべき措置」として、運航の遅延を生じない範囲での当該燃料油入手の試みや船舶の改造の試み等を定める。
- ②海防法第19条の21第4項に規定する「通報」は、船舶の名称や航海計画、当該燃料油を入手できなかった理由等について、地方運輸局長に対し行うこと等を定める等、その他所要する措置を講ずる。

3. スケジュール（予定）

公 布：令和元年10月中

施 行：公布の日